

せん孔等工事写真撮影要領

1 目的

この要領は、せん孔等工事に関する施行要領第 9 条第 3 号のせん孔等工事の現場写真撮影について定める。

2 基本事項

- (1) 写真はカラー撮りとし、大きさはサービスサイズ程度とする。
- (2) すべての写真に、次の事項を明記した黒板等を入れること。

- ア 施行年月日
- イ 施行場所
- ウ 工種
- エ 整理番号
- オ 道路占用番号

3 写真撮影箇所

写真撮影箇所は下記のとおりとし、各箇所の施行内容が確認できるものとする。なお、写真枚数は規定しない。

(1) 不断水分岐工事

- ア 水圧テスト状況（水圧ゲージの目盛が確認できるもの。）
- イ 分岐管の取付け状況（防食処理の前後、各 1 枚ずつ）
- ウ 配管の状態（使用材料が確認できるもの。）
- エ 止水栓の設置状態（埋め戻し前）
- オ 防食コア挿入状況（施工の前後、各 1 枚ずつ）
- カ ポリスリーブ被覆状況

(2) 不断水撤去工事

- ア 分岐管の撤去状態
- イ 放棄給水管の管末処理状態
- ウ 既設分岐材料の処理状態（閉栓材料が確認できるもの。）